

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一―二五―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字平須賀字赤木前千八百八十番一 外六百五十四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 十七万九千百十六立方メートル